

平成 30 年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

1. 地域包括支援センター運営業務仕様書（案）【抜粋】について

業務内容（地域包括支援センター運営方針）

受注者は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するため、次の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、基幹型地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携及び役割分担を行い、効率的・効果的に実施すること。

(1) 総合相談支援

①地域におけるネットワーク構築

効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を把握し、相談支援につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

上記を実施していくために、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源の把握を行うこと。

また、地域の社会資源の状況に応じて、様々な制度等の普及啓発（地域包括支援センターの周知、高齢者虐待防止の啓発等）や認知症サポーター養成講座の開催及び認知症サポーターの活動支援を行うこと。

②相談支援

(ア) 初期相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、的確なアセスメントによる、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

(イ) 継続支援

初期相談において、専門的・継続的な関与が必要と判断したときは、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針の作成を行い、当該高齢者や関係機関から定期的に状況を把握し、継続して支援していくこと。

(2) 権利擁護

①普及啓発

発注者及び基幹型地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の普及、認知症に関する啓発のための啓発活動を行うこと。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」第 17 条に規定する次の業務を行うほか、「堺市における高齢者虐待への対応（平成 24 年 4 月作成）」に基づき基幹型地域包括支援センター及び発注者と連携し適切な対応を取ること。

- (ア) 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）
- (イ) 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条第1項）
- (ウ) 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置（高齢者虐待防止法第14条第1項）

③消費者被害への対応

消費者被害が発生したときは、消費生活センター等の関係機関と連携し、被害回復及び再発防止のための支援を行うこと。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度の円滑な利用に向けて、鑑定書又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関と連携すること。また、高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう成年後見支援団体等との連携、申立書類の作成補助や市長申立につなげる等の利用支援を行うこと。

⑤認知症高齢者等への支援

認知症高齢者等の権利擁護を必要とする高齢者に対して、必要なサービスにつなげる等の支援を行うこと。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築に努めること。また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践するため、介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

②介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換の場を設定（介護支援専門員連絡会を開催等）し、介護支援専門員のネットワークを構築・活用すること。

③介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員からの相談に対し、その内容に応じ、ケアプラン作成に関する助言、介護支援専門員との同行訪問、サービス担当者会議の開催等の支援を行うこと。

(4) 介護予防ケアマネジメント

事業対象者及び要支援者に対して、自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として、ケアマネジメントを実施すること。

①従来型ケアマネジメント

アセスメントの結果、介護予防・生活支援サービスのみ（短期集中通所サービスのみを除く）の利用が必要と認められたとき、介護予防支援と同様のケアマネジメントを実施すること。

②初回型ケアマネジメント

アセスメントの結果、短期集中通所サービスのみ利用が必要と認められたとき、簡略化したケアマネジメントを実施すること。

③介護予防に資するケアマネジメントの推進

発注者が開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」に協力し、介護予防に資するケアマネジメントを実践していくこと。

(5) 地域ケア会議の開催

多職種協働による個別ケースの支援のための地域ケア会議（高齢者支援ネットワーク会議）を開催し、個別課題解決、地域課題の発見・把握を行い、区域内における高齢者支援ネットワークの構築につなげること。

また、上記により蓄積された有効な支援方法や地域課題を基幹型地域包括支援センターに報告し、地域課題の解決についての検討を行うこと。

(6) その他

この仕様書に定めるもののほか、発注者が示す地域包括支援センター評価基準や業務マニュアル等をもとに業務を実施すること。

また、業務の実施にあたり対応困難な事態が発生したときは、発注者、受注者及び基幹型地域包括支援センターが協議、協働のうえ対処するものとする。

(7) 平成30年度重点取り組み事項

①介護予防に資するケアマネジメント

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントを自ら実践していくとともに、介護支援専門員に助言等を行うことにより推進し、介護支援専門員の資質向上に取り組むこと。

②高齢者虐待の防止

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組み作りを行うこと。

【参考】平成29年度重点取り組み事項

①介護予防に資するケアマネジメント

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントを実施していくため、「介護予防ケアマネジメント検討会議」を活用し、本会議で得た助言の実践、他のケースへの応用を行っていくこと。

②認知症高齢者への支援

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす（認知症施策推進総合戦略）ため、認知症疾患医療センターをはじめとした医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症カフェ等と連携した認知症高齢者への個別支援、地域住民や関係機関等が認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る仕組み作りを行うこと。

2. 基幹型地域包括支援センター運営業務仕様書（案）【抜粋】について

業務内容（地域包括支援センター運営方針）

受注者は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するため、次の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、地域型地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携及び役割分担を行い、効率的・効果的に実施すること。

(1) 区内の地域型地域包括支援センターの統括及び支援

連絡会議の開催等により区内の地域型地域包括支援センターの活動状況を把握し、業務が円滑に推進するよう支援するとともに、地域型地域包括支援センターからの相談に対し、その内容に応じ、助言、同行訪問、ケースカンファレンス開催、行政機関との調整等の支援を行うこと。

(2) ネットワーク構築（関係機関及び医療と介護の連携推進）

受注者、地域型地域包括支援センター、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践していくため、次の取り組みを行うこと。

① ネットワークの構築

効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を把握し、相談支援につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、区域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

上記を実施していくために、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源の把握を行うこと。

また、地域の社会資源の状況に応じて、様々な制度等の普及啓発（地域包括支援センターの周知、高齢者虐待防止の啓発等）や認知症サポーター養成講座の開催及び認知症サポーターの活動支援を行うこと。

なお、ネットワークの構築にあたっては、受注者が本業務の他に地域福祉及び権利擁護の専門機関を有していることを活用して実施すること。

② 介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換の場を設定（介護支援専門員連絡会を開催等）し、介護支援専門員のネットワークを構築・活用すること。

③ 関係機関との連携推進

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的ケアマネジメントを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築に努めるとともに、多職種連携に関する研修等の取り組みを実施すること。

④ 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践するため、地域の介護支援専門員からの相談に対し、その内容に応じ、ケアプラン作成に関する助言、介護支援専門員との同行訪問、サービス担当者会議の開催等の支援を行うこと。

(3) 地域ケア会議の開催

地域型地域包括支援センターが開催する多職種協働による個別ケースの支援のための地域ケア会議（高齢者支援ネットワーク会議）の開催を支援し、また必要に応じて受注者自らが当該会議を開催し、個別課題解決、地域課題の発見・把握を行い、区域内における高齢者支援ネットワークの構築につなげること。

また、上記により蓄積された有効な支援方法や地域課題を区域内で共有し、地域課題の解決についての検討を行うため、区域における地域ケア会議（高齢者支援ネットワーク会議）を開催すること。

(4) 総合相談支援（個別支援）

①初期相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、的確なアセスメントによる、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

②継続支援

初期相談において、専門的・継続的な関与が必要と判断したときは、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針の作成を行い、当該高齢者や関係機関から定期的に状況を把握し、継続して支援していくこと。なお、継続支援にあたっては、地域型地域包括支援センターと連携して支援を行い、適切な時期に地域型地域包括支援センターに主担当を引き継ぐこと。

③ダブルケアラーに対する相談支援

子育てと介護の両方を担う者（ダブルケアラー）の相談に対して、子育て支援施策を含む必要なサービスや専門機関へと結びつける支援を行うこと。

(5) 権利擁護

権利擁護業務、特に高齢者虐待への対応については、受注者及び区地域福祉課、地域型地域包括支援センターが連携して取り組むために、総合調整を行うこと。

①普及啓発

区地域福祉課及び地域型地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の普及、認知症に関する啓発のための活動を行うこと。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」第17条に規定する次の業務を行うほか、「堺市における高齢者虐待への対応（平成24年4月作成）」に基づき区地域福祉課及び地域型地域包括支援センターと連携し適切な対応を取ること。

(ア) 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）

(イ) 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条第1項）

(ウ) 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置（高齢者虐待防止法第14条第1項）

③消費者被害への対応

消費者被害が発生したときは、消費生活センター等の関係機関と連携し、被害回復及び再発防止のための支援を行うこと。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度の円滑な利用に向けて、鑑定書又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関と連携すること。また、高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう成年後見支援団体等との連携、申立書類の作成補助や市長申立につなげる等の利用支援を行うこと。

⑤認知症高齢者等への支援

認知症高齢者等の権利擁護を必要とする高齢者に対して、必要なサービスにつなげる等の支援を行うこと。

(6) 介護予防に資するケアマネジメントの推進

発注者が開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」に発注者とともに取り組み、自立支援に向けたケアマネジメントの推進を行うこと。

【参考】H29 年度

(6) 介護予防ケアマネジメント検討会議への協力

発注者が開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」において、司会者の補助等の協力を行うこと。その具体的な内容については、発注者と受注者で適宜協議のうえ定めていくものとする。

(7) 発注者の施策への提案、協力

上記(1)から(5)に定めるもののほか、堺市における地域包括ケアシステムの構築のため必要な区域または市域での取り組みについて、必要に応じ発注者へ提案を行い、かつ、発注者と協議し、実施すること。

(8) その他

この仕様書に定めるもののほか、発注者が示す地域包括支援センター業務評価基準や業務マニュアル等をもとに業務を実施すること。

また、業務の実施にあたり対応困難な事態が発生したときは、発注者、受注者及び地域型地域包括支援センターが協議、協働のうえ対処するものとする。

(9) 平成30年度重点取り組み事項

①介護予防に資するケアマネジメント

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントを会議や研修等を行うことにより推進し、介護支援専門員の資質向上に取り組むこと。

②高齢者虐待の防止

高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組み作りを行うこと。また高齢者虐待の防止に関する地域の課題を区として取りまとめ、整理・検討したうえで発注者へ報告等を行い、必要に応じて施策の提案を行うこと。

【参考】平成29年度重点取り組み事項

①介護予防ケアマネジメント検討会議

介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントを実施していくことを目的に開催する「介護予防ケアマネジメント検討会議」を効果的に運営するため、発注者へ協力すること。

②認知症高齢者への支援

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす（認知症施策推進総合戦略）ため、地域ケア会議（高齢者支援ネットワーク会議）を活用するなど、地域住民や関係機関等が認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る仕組み作りを行い、また認知症高齢者に関する地域の課題を区として取りまとめ、整理・検討したうえで発注者へ報告等を行い、必要に応じて施策の提案を行うこと。